

令和5年度  
Y-BASE宇部ブランチDX推進補助金  
募集要領

やまぐちDX推進拠点

**Y-BASE**  
**Ube branch**

Y-BASE宇部ブランチでは、補助金申請書等の作成支援や、やまぐちDX推進拠点「Y-BASE」のDXコンサルティングと連動した各種ハンズオン支援を行わせていただきます。

補助金申請を検討される方は、まずはY-BASE宇部ブランチまでお気軽にご相談ください。

募集期間  
令和5年5月12日（金）～11月30日（木）  
※随時受付。ただし、予算が無くなり次第終了します。  
事業実施時期：交付決定後～令和6年2月28日（水）

■交付要綱・申請様式等は宇部市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

【宇部市公式ウェブサイト】

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyojyosei/1010994/1018925.html>



**UBE 宇部市**  
未来を彫刻するまち

## 1 目的

---

市内企業がDXを実現するために必要な経営・デジタルに関する専門的知見やノウハウを補完するため、Y-BASE宇部ブランチにおいて、やまぐちDX推進拠点Y-BASEのDXコンサルティングと連動したハンズオン支援と具体的な取組に対して、必要な経費の一部を支援することで、中小企業の持続的発展を促進します。

## 2 補助対象者

---

補助金の交付の対象となる事業者は、次の要件を全て満たす中小企業者とします。

※中小企業者…中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者

（1）市内に活動拠点を有しており、今後も事業を継続する意思がある者。

（2）市税の滞納がないこと。

（3）暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。

## 3 補助対象事業

---

市内企業が「1 目的」に示した事項を達成する事業のうち、以下に示すような「DX」を実現する事業のうち、市長が適当と認めた事業とし、交付決定日以降に着手し、当該年度の2月末日までに完了する事業とします。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は対象外とします。

- （1）自社の競争力及び成長性、生産性を向上する
- （2）課題解決や新たな価値、ビジネスを創出または展開する
- （3）既存の商品やサービスを改良し、高付加価値化やさらなる販路拡大を図る

### 【取組事例】

- 在庫管理・生産管理・工程管理・受発注管理の基幹システムの構築
- IoTを活用した作業の可視化による生産性の向上
- AIを活用した需要予測による在庫の削減・シフトの最適化
- 顧客管理システムを導入しデータを活用した営業戦略の構築 など

## 4 補助率及び補助額

補助率	補助対象経費の2/3以内
補助上限額	1,000千円

※ 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

## 5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業を行うために必要な経費のうち、次に定める経費とし、市内事業所等へ設置するものに限ります。ただし、交付決定日以降に契約し、かつ、事業実施期間の間に要する経費を対象とします。また、月額払い等となるものは、交付決定日の翌月から事業完了の属する月までの経費を対象とします。

費目	対象経費
システム導入費	ソフトウェア、システム等の購入費、構築費、利用料等
クラウドサービス利用費	クラウドサービス、WEBプラットフォーム等の利用料等
コンサルティング費	コンサルティング業務に要する委託料、謝金、旅費等
製品・サービス開発費	製品・サービス開発に要する外注費等
物品等購入費	他の用途に併用しない物品・消耗品の購入費等
その他の経費	市長が特に必要と認める経費

### <留意事項>

- 年間費用については、月額に換算したもので計算します。
- 原則、本市の事業所等で行うもののみが対象となります。
- 補助対象経費がパソコン、タブレット、スマートフォンのみの場合は対象外となります。
- 消費税及び地方消費税は対象になりません。
- 事業の実施にあたっては、他事業と区分経理を行ってください。
- 根拠書類（見積書、請求書、領収書等）によって金額・支払の有無・日時等が確認出来ない経費については、補助金の対象外となります。
- 支払方法は原則、銀行振込とし、銀行振込ができない場合に限り、現金払いを可能としますが、事前にご相談ください。

### ただし、下記の経費については対象外とします。

- 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる附帯経費を除く。）
- 汎用性が高いと判断されるもの

- 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- 補助金事業計画等の書類作成及び送付に係る費用
- 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- 国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

## 6 募集期間

令和5年5月12日（金）～令和5年11月30日（木）

※事業実施期間：交付決定後～令和6年2月28日（水）

## 7 申請書の提出

（1）提出書類 原則A4版（正本1部 副本5部（複写可））

名称	備考
Y-BASE宇部プランチDX推進補助金交付 申請書【様式第1号】	
補助事業計画書【様式第1号の2】	
経費明細表【様式第1号の3】	
誓約書【様式第1号の4】	
積算金額の根拠書類（見積書、価格表等） ※原則、2社以上の相見積が必要です。	見積書等の金額が記載されたもの
申請者の業種及び主たる事業がわかる資料	会社概要等
直近1期分の決算書	貸借対照表、損益計算書
登記簿謄本又は登記事項全部証明書	発行後3ヵ月以内のもの：写し可
宇部市税の滞納がないことを証明する納税証明書	発行後1ヵ月以内のもの：写し可

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

※複数の事業の申請はできません。

（2） 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出先 〒755-0045 宇都市中央町三丁目10番12号  
Y-BASE宇部プランチ（うべスタートアップ）  
※持参の場合は、木曜日を除く11:00～17:00の間に受け付けます。  
※提出のあった申請書等は返却いたしません。  
※申請に係る費用は申請者が負担するものとします。

## 8 審査・採択

### (1) 審査方法

市が設置する審査委員会において、交付申請に基づいて、書類審査を行います。  
審査委員会での結果を踏まえ、市が予算の範囲内で採択事業、補助金額を決定し申請者に通知します。（必要に応じて現地調査、ヒアリングを実施する場合があります。）

### (2) 審査基準

以下の基準に基づき総合的に審査します。

- 事業実施によって実現したい目的は適切か。
- 課題・解決方法の分析はされているか。
- Y-BASEとの相談・連携が十分に図られているか。
- 事業内容は、課題の解決につながる内容となっているか。
- 事業実施により、具体的な効果（売上、生産性等）は見込めるか。
- 予算、実施体制は適切か。

※ 審査経過に関する問い合わせには応じられません。

※ 審査終了後、速やかに結果を通知します。採択された場合であっても、事業内容、実施体制等に対し条件を付したり、予算の都合等により交付申請額から減額されて交付決定される場合があります。

## 9 スケジュール

日時	申請者	市
令和5年11月30日（木）まで	交付申請	－
審査後速やかに		審査・交付決定通知
令和6年2月末日まで	事業の実施・完了	－
補助事業完了日から30日以内又は 令和6年2月末日のいずれか早い日まで	実績報告	－
3月上旬	－	審査・補助金額確定通知
3月中旬	補助金請求	－
3月下旬	－	補助金支払
補助金受領日の属する翌年度から3期分	遂行状況報告書の提出	－

## **10 留意事項（必ずお読みください）**

---

- (1) 交付決定を受けた後に内容を変更しようとする場合、又は事業を中止しようとする場合は、事前に書面を提出し、市長の承認を得てください。
- (2) 補助金は、補助事業完了後に実績報告書を提出していただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、事業に係る費用を立て替えて支払う必要があります。実績報告書は、事業完了後30日以内又は令和6年2月末日のいずれか早い日までに提出してください。
- (3) 補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (4) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたときなど、補助金を返還していただきます。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るとともに、管理台帳を備えて管理してください。また、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付若しくは担保に供さないでください。
- (6) 補助金申請を行っても、対象要件を満たしていない場合は、不交付となる場合がありますのでご了承ください。なお、不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約解除に伴う違約金等につきましては、申請者の負担となりますので、ご了承ください。
- (7) 補助事業終了後、市が必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表してください。また、市が補助事業の成果の普及を図るときは、協力してください。
- (8) 補助金交付に関して次に掲げるものが公表されます。
  - 補助事業者の名称及び所在地
  - 補助事業の名称及び事業概要
  - 補助事業に係る補助金額
- (9) 補助対象事業者は、補助金を交付した日の属する翌年度から3決算期までの間、各決算期経過後4か月以内に、補助金活用の効果等について補助金状況報告書を提出しなければなりません。また、補助事業に関する調査に協力してください。

## 1.1 提出先・問い合わせ先

Y-BASE 宇部ブランチ（うべスタートアップ）

担当：宮本 河内

〒755-0045 宇部市中央町三丁目10番12号

TEL：0836-39-5010 MAIL：ubesta@aurora.ocn.ne.jp

Y-BASE 宇部ブランチでは、補助金申請書等の作成支援や、やまぐちDX推進拠点「Y-BASE」のDXコンサルティングと連動した各種ハンズオン支援を行わせていただきます。

補助金申請を検討される方は、まずはY-BASE 宇部ブランチまでお気軽にご相談ください。